

お支払いする保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款（個人用）、ゴルファー特別約款、その他主な特約の補償内容をご説明します。詳しくは、普通保険約款、特別約款および特約をご参照ください。

■用語のご説明

用語	説明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金（注）を徴するものをいいます。 （注）名目を問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習、競技または指導	ゴルフの練習、競技、指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

■ゴルファー保険の補償内容

補償重複マークがある補償をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償内容	お支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 ・お支払いする保険金の額	お支払いできない主な場合
法律上の損害賠償責任（基本契約） 補償重複	被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1 事故につきお支払いする保険金の額は次のとおりです。</p> <p>■ 上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{ c } \hline \text{①損害賠償金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{ c } \hline \text{②損害防止費用} \\ \hline \text{③権利保全行使費用} \\ \hline \text{④緊急措置費用} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{ c } \hline \text{基本契約の} \\ \text{免責金額} \\ \hline \text{（自己負担額）} \\ \hline \end{array}$ </div> <p>■ 上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。</p>	<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※ ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人（被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ・排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任（不測かつ突発的な事故によるものを除きます） ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任（医学的、科学的もしくは産業の利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます） ・自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

補償内容	お支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 ・お支払いする保険金の額	お支払いできない主な場合
<p>ご自身の傷害（ケガ） ゴルフ-傷害補償特約</p> <p>(注)この特約において治療とは、医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。</p>	<p>被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガ※に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません）。</p>	<p>【死亡保険金】 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害の保険金額の全額（既に支払われた後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします）をお支払いします。</p> <p>【後遺障害保険金】 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害の保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して傷害の保険金額が限度となります。</p> <p>【入院保険金】 ケガを被ったことにより、入院※1した場合等に、入院の日数に対して、1日につき傷害の保険金額の1.5/1,000をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>【通院保険金】 ケガを被ったことにより、通院※2した場合に、通院日数に対して、1日につき傷害の保険金額の1/1,000をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日間が限度となります。 ※2 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。</p>	<p>【次の事由によって生じたケガ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質などの放射性、爆発性、有害な特性による事故 ・上記以外の放射線照射または放射能汚染など <p>【次の障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ・日射またはめまいによる障害等、急激かつ偶然な外来の事故によらないもの ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます）のないものなど